

○庄内町新産業創造館設置及び管理条例施行規則（抜粋）

平成19年11月26日

規則第38号

改正 平成25年3月22日規則第10号

改正 令和2年9月15日規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、庄内町新産業創造館設置及び管理条例（平成25年庄内町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第3条 条例第8条第1項の規定により有料施設の利用の許可を受けようとする者は、新産業創造館利用許可申請書（様式第1号。次条において「利用申請書」という。）に、次の各号に掲げる利用対象者の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人 事業計画書（様式第2号）、企業概要書、定款の写し、法人登記簿謄本及び申請の日の属する事業年度より前3年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類（創業の場合を除く。）並びに国税及び地方税に係る納税証明書その他町長が必要と認める書類
- (2) 法人以外の団体 事業計画書、規約（会則その他これに準ずる書類）、会員名簿及び申請の日の属する年度より前3年度に係る決算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類（創業の場合を除く。）並びに代表者の市町村税（国民健康保険税を含む。）に係る納税証明書その他町長が必要と認める書類
- (3) 個人 事業計画書、住民票又は身分証明書の写し並びに市町村税（国民健康保険税を含む。）に係る納税証明書その他町長が必要と認める書類

（利用の許可）

第4条 町長は、利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を許可することと決定したときは新産業創造館利用許可書（様式第3号）を交付し、許可しないことと決定したときは新産業創造館利用不許可通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（利用の許可の取消し等）

第6条 町長は、条例第10条に規定する利用の許可の取消し又は停止を決定したときは、新産業創造館利用許可取消（停止）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（利用の許可の更新）

第7条 条例第11条第2項の規定により読み替えて準用する条例第8条の規定により許可更新希望者が有料施設の利用の許可の更新を受けようとするときは、当該有料施設の許可期間（条例第11条第1項に規定する許可期間をいう。）が満了する日の6月前までに新産業創造館利用許可更新申請書（様式第8号）に第3条各号に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、新産業創造館使用料還付申請書（様式第11号。以下この条において「還付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、還付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用料を還付することと決定したときは、新産業創造館使用料還付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月15日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。